

事業計画概要書に対する知事意見書

有限会社吉越商事
代表取締役 吉越明人 様

長野県長野地域振興局長

令和6年11月5日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社吉越商事 代表取締役 吉越 明人 飯山市大字瑞穂4180番地6	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	飯山市大字瑞穂字川原田317番2及び318番1	
② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破砕施設(移動式兼用)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破砕する産業廃棄物 がれき類 以上、特別管理産業廃棄物を除く	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	680 t/日 (85.0 t/h: 8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	がれき類の破砕施設(移動式兼用)の入替	
	新	旧
	(1) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR380JG-3 (2) 処理能力 680 t/日 (85.0 t/h: 8時間稼働)	(1) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR300J-1 (2) 処理能力 384 t/日 (48.0 t/h: 8時間稼働)
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 飯山市瑞穂関沢区及び大倉崎区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	

(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	<p>(範囲) ・飯山市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者</p> <p>(根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号</p>
(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<p>(日時) 令和 7 年 1 月 14 日 (火) 午後 7 時から (場所) 関沢公民館 飯山市瑞穂 4400 番地</p>

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。